

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



目次

○福島県監査委員
監査公表三件

福島県監査委員

監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した財務監査の結果は、次のとおりです。

令和6年3月22日

福島県監査委員 満山喜一
福島県監査委員 三瓶正栄
福島県監査委員 佐竹浩
福島県監査委員 高橋宏和

- 監査等の基準
本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。
- 監査等の種類
財務監査
- 監査等の対象及び実施内容
(1) 定期監査
ア 危機管理部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
消防学校	令和4年度 令和5年度	令和6年2月15日	満山喜一	高橋宏和	書面監査

イ 保健福祉部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
総合療育センター	令和4年度 令和5年度	令和6年1月26日	満山喜一	佐竹浩	実地監査
会津児童相談所	令和4年度	令和6年2月15日	三瓶正栄	佐竹浩	書面監査

	令和5年度 令和4年度 令和5年度				
大 笹 生 学 園		令和6年2月15日	三瓶正栄	佐竹 浩	書面監査
総合衛生学院（医療人材対策室）	令和4年度	令和6年2月15日	満山喜一	高橋宏和	書面監査

ウ 商工労働部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
計 量 検 定 所	令和4年度 令和5年度	令和6年2月6日	三瓶正栄	佐竹 浩	実地監査

エ 農林水産部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
水産海洋研究センター	令和4年度 令和5年度	令和6年1月24日	満山喜一	佐竹 浩	実地監査

オ 土木部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
県 中 建 設 事 務 所	令和4年度	令和6年1月25日	三瓶正栄	高橋宏和	実地監査
喜多方建設事務所	令和4年度	令和6年2月9日	満山喜一	高橋宏和	実地監査

カ 教育委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
好 間 高 等 学 校	令和4年度 令和5年度	令和6年1月24日	満山喜一	佐竹 浩	実地監査
四 倉 高 等 学 校	令和4年度 令和5年度	令和6年1月24日	満山喜一	佐竹 浩	実地監査
田 村 高 等 学 校	令和4年度 令和5年度	令和6年1月25日	三瓶正栄	高橋宏和	実地監査
郡 山 支 援 学 校	令和4年度 令和5年度	令和6年1月26日	満山喜一	佐竹 浩	実地監査
安積黎明高等学校	令和4年度 令和5年度	令和6年1月30日	三瓶正栄	高橋宏和	実地監査
郡山商業高等学校	令和4年度 令和5年度	令和6年1月30日	三瓶正栄	高橋宏和	実地監査
あさか開成高等学校	令和4年度 令和5年度	令和6年1月30日	三瓶正栄	高橋宏和	実地監査
教 育 セ ン タ ー	令和4年度 令和5年度	令和6年1月31日	満山喜一	佐竹 浩	実地監査
福島南高等学校・ふくしま新世高等学校	令和4年度 令和5年度	令和6年1月31日	満山喜一	佐竹 浩	実地監査
橘 高 等 学 校	令和4年度 令和5年度	令和6年2月7日	満山喜一	高橋宏和	実地監査
福島商業高等学校	令和4年度 令和5年度	令和6年2月7日	満山喜一	高橋宏和	実地監査
福島北高等学校	令和4年度 令和5年度	令和6年2月8日	三瓶正栄	佐竹 浩	実地監査
福島東高等学校	令和5年度	令和6年2月8日	三瓶正栄	佐竹 浩	実地監査
光 南 高 等 学 校	令和4年度 令和5年度	令和6年2月15日	満山喜一	高橋宏和	書面監査
	令和4年度				

白河旭高等学校	令和5年度	令和6年2月15日	満山喜一	高橋宏和	書面監査
白河実業高等学校	令和4年度	令和6年2月15日	三瓶正栄	佐竹浩	書面監査
葵高等学校	令和4年度 令和5年度	令和6年2月15日	三瓶正栄	佐竹浩	書面監査
猪苗代高等学校	令和4年度 令和5年度	令和6年2月15日	満山喜一	高橋宏和	書面監査
磐城高等学校	令和4年度 令和5年度	令和6年2月15日	満山喜一	高橋宏和	書面監査
磐城桜が丘高等学校	令和4年度 令和5年度	令和6年2月15日	三瓶正栄	佐竹浩	書面監査
いわき光洋高等学校	令和4年度 令和5年度	令和6年2月15日	三瓶正栄	佐竹浩	書面監査
西郷支援学校	令和4年度 令和5年度	令和6年2月15日	満山喜一	高橋宏和	書面監査

キ 公安委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
福島警察署	令和4年度 令和5年度	令和6年2月6日	三瓶正栄	佐竹浩	実地監査
会津坂下警察署	令和4年度 令和5年度	令和6年2月9日	満山喜一	高橋宏和	実地監査
猪苗代警察署	令和4年度 令和5年度	令和6年2月15日	満山喜一	高橋宏和	書面監査

(2) 技術監査

対象機関及び工事等名	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
県北建設事務所 道路橋りょう改良（改良）工事 （橋梁下部）	令和4年度 令和5年度	令和6年2月15日	三瓶正栄	佐竹浩	書面監査
いわき建設事務所 道路橋りょう整備（再復）工事 （橋梁上部）	令和4年度 令和5年度	令和6年2月15日	三瓶正栄	佐竹浩	書面監査
会津農林高等学校 会津農林高校木工室新築工事	令和5年度	令和6年2月15日	満山喜一	高橋宏和	書面監査
南会津高等学校 南会津高校環境科学室新築等工事	令和5年度	令和6年2月15日	満山喜一	高橋宏和	書面監査
西郷支援学校 西郷支援学校大規模改造工事設計業務委託	令和5年度	令和6年2月15日	三瓶正栄	佐竹浩	書面監査

4 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合規性）
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。（正確性）
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。（経済性）
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が挙げられているか。（効率性）
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。（有効性）

5 監査等の結果

- (1) 定期監査

ア 危機管理部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

イ 保健福祉部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

ウ 商工労働部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

エ 農林水産部

監査した結果、次の1件の指導事項については是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
水産海洋研究センター	・漁業無線局運営に係る管理経費について、負担時期等を書面で定めておらず、年度末にまとめて調定している。

オ 土木部

監査した結果、次の1件の指摘事項、2件の指導事項については是正・改善を求めた。

(7) 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
喜多方建設事務所	<p>・河川敷占用料の調定事務について、著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>(事実)</p> <p>河川区域における土地占用料（河川敷占用料）について、令和元年度から令和5年度までに、二重徴収や算定方法誤りなどによる過大徴収が3件437,600円、単価誤りや算定方法誤りなどによる過少徴収が4件762,000円、合計7件1,199,600円の誤徴収を行っている。</p> <p>(是正又は改善の意見)</p> <p>河川敷占用料の収入調定に当たっては、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>

(4) 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
県中建設事務所	・100万円以上の物品購入契約は公所長決裁とすべきところ、専決権限のない准公所長が契約を締結しているものがある。
喜多方建設事務所	・電柱等の設置のための道路占用料11件の収入調定について、1か月以上遅延している。

カ 教育委員会

(7) 監査した結果、次の1件の指摘事項、5件の指導事項については是正・改善を求めた。

a 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
福島南高等学校	・内部統制が有効に機能しておらず、委託料等の支出事務

<p>ふくしま新世高等学校 (事実)</p>	<p>に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>組織内の情報共有や進捗管理が不十分であり、チェック体制が機能しておらず、委託業務等において、支払いが遅延しているものがある。</p> <p>1 令和4年4月1日に契約を締結した福島南高等学校校舎警備業務委託において、同年4月分と5月分の請求書を委託先業者から受理していたにもかかわらず、委託料122,540円の支払いを怠り、3か月以上遅延して令和4年10月6日に支出している。</p> <p>2 令和4年4月1日に契約を締結した福島南高等学校施設管理業務委託において、同年4月分と5月分の請求書を委託先業者から受理していたにもかかわらず、委託料161,568円の支払いを怠り、3か月以上遅延して令和4年10月7日に支出している。</p> <p>3 令和4年4月1日に契約を締結した情報教育コンピュータシステムの賃貸借契約等において、同年4月分と5月分の請求書を借入先業者から受理していたにもかかわらず、賃借料1,546,100円の支払いを怠り、3か月以上遅延して令和4年10月6日に支出している。</p> <p>4 令和4年4月28日に購入した教員用指導書について、同年5月に請求書を購入先業者から受理していたにもかかわらず、図書代1,031,880円の支払いを怠り、3か月以上遅延して令和4年11月10日に支出している。</p> <p>(是正又は改善の意見)</p> <p>委託料等の支出に当たっては、組織内の情報共有やチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき迅速かつ適正に行うこと。</p>
----------------------------	--

b 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
好間高等学校	<ul style="list-style-type: none"> 行政財産使用許可に伴う土地使用料の収入調定について、1か月以上遅延している。
四倉高等学校	<ul style="list-style-type: none"> 災害共済給付金について、通知を収受した後速やかに支払うべきところ、7か月以上経過して支払っているものがある。
白河旭高等学校	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校等就学支援金不認定者12名分の授業料の収入調定について、1か月以上遅延している。
白河実業高等学校	<ul style="list-style-type: none"> 電気設備工事において、契約金額が500万円以上であるにもかかわらず、契約保証金を納付させないまま契約を締結しているものがある。 プロジェクター購入に係る見積合わせにおいて、見積額の確認が不十分であったため、本来の契約の相手方と異なる者と契約している。

(4) 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

キ 公安委員会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(2) 技術監査

監査した限りにおいて、監査の対象となった工事等は、工事等の執行に関し、計画、設計、積算が妥当で、工事の施工が正確かつ適法に執行されており、重要な事項は認められない。

(監査総務課)

監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により令和4年度分の県営企業に係る定期監査を実施した結果は、次のとおりです。

令和6年3月22日

福島県監査委員 満 山 喜 一
福島県監査委員 三 瓶 正 栄
福島県監査委員 佐 竹 浩 浩
福島県監査委員 高 橋 宏 和

(病院局)

1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査等の種類

財務監査

3 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合規性）
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。（正確性）
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。（経済性）
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。（効率性）
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。（有効性）

4 監査等の対象、実施内容及び結果

対象機関 ふたば医療センター
実施年月日 令和6年2月15日
実施方法 書面監査
担当監査委員 三 瓶 正 栄
佐 竹 浩

事業経営の状況

(附属病院)

令和4年度の患者数は、入院が延べ2,710人、外来が延べ5,172人であり、前年度と比較して、入院は152人（5.9%）、外来は616人（13.5%）とともに増加した。その事業管理の状況はおおむね適正であったと認められる。

(附属ふたば復興診療所)

令和4年度の患者数は、外来が延べ4,974人であり、前年度と比較して1,060人（17.6%）減少した。その事業管理の状況はおおむね適正であったと認められる。

ア 監査の結果、次の1件の指摘事項、2件の指導事項について是正・改善を求めた。

(指摘事項)

内部統制が有効に機能しておらず、たな卸資産の在庫管理及び会計処理に著しく適正を欠いているものがある。

(事実)

前回の監査において、「たな卸資産について、随時、実地たな卸を行い現在高を確認するとともに、管理、経理に当たっては関係規程に基づき適正に行うこと。」と指導を受けたにも関わらず、この内容が事務部門と薬剤部門とで正確に理解共有されず、適切に実地たな卸が行われなかったことから、令和4年度の決算においてもたな卸資産出納簿と総勘定元帳の期末残高が一致していないものがある。

【薬品】 たな卸資産出納簿	5,142,759円
総勘定元帳	5,002,402円
差 額	140,357円

(是正又は改善の意見)

たな卸資産の管理については、所属内各部署における事務処理の連携を確実に

行うとともに、チェック体制を強化し、関係規程に基づき適正に処理すること。
特に、企業出納員は、常にたな卸資産出納簿の残高と関係の会計帳簿とを照合し、正確な残高の確認を行うこと。（附属病院）

（指導事項）

- ・ 固定資産の減価償却費について、取得した事業年度の翌年度から行うべきところ、誤って取得した年度に計上し、令和4年度末に修正を行ったため損益に影響を及ぼしているものがある。（附属病院）
- ・ 建物の使用許可にかかる自動販売機の電気料金について、過小に請求しているものがある。（附属病院）

イ 監査した結果、次の1件の検討事項について改善のための検討を求めた。

（検討事項）

窓口収納金の一部について、両替手数料の節減のため釣銭準備資金として使用しているが、現金の管理に伴うリスクを考慮した適正な方法を検討すること。

（附属ふたば復興診療所）

（監査総務課）